

F-23 漁村家族における權威構造とその規定要因
お茶の水女大政 湯沢雅彦 ○鈴木敏子

目的 我々は、漁村家族の生活構造解明のため、志摩半島の一漁村で調査を継続してきた。一般に、漁村では女性の地位が高いといわれている。我々の調査地にあっても、昔から、「この村の女はよく働く」「この村は女がなかつたら立てゆかぬ」ということが男にも承認されてきた。本報告は、このような社会に位置している家族内の權威構造を分析し、それを規定している諸要因を見出すことを目的とする。

方法 調査時期：昭和45年7月2日～4日、調査地：三重県志摩郡阿児町安楽、
調査対象：小学校1、5、6年の児童をもつ母親121名、調査方法：訪問面接調査法
有効数：112、權威構造把握法：ウォルフや増田の方法を参考に、調査地の実態を考慮しつつ、家庭内で決定を迫られる10場面を想定し、それぞれの最終的な決定者を尋ねた。そして家族内の決定権の在り方により權威構造を類型化して分析をすすめた。

結果 1) 妻優位型26%、夫婦分業型22%、夫婦一致型19%、夫優位型15%、老若一致型6%、老親優位型5%、老若分業型4%、不走型3%という結果は、デトロイト、神戸などに比して妻優位型が非常に多く、妻の地位が高いことを思わせる。

2) しかしながら、妻自身の問題と日常的事項の決定権は妻に委ねられているものの、非日常的な問題の決定権は夫側に傾いているか、夫と妻の相談によっている。

3) 規定要因としては、家族形態（親と同居しているか否か、夫が出稼中か在宅しているか）、妻および夫婦の就労形態、配偶者選択方式（恋愛か見合いか）、夫婦の年齢差、結婚経過年数、家族意識の持方、夫婦間の平等意識などをあげることができる。